

平成 28 年度 事 業 計 画

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進展に加え、貧困と社会的孤立、虐待等、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、国においても生活困窮者自立支援制度の施行、介護保険制度の見直しによる新しい総合事業の導入など社会福祉協議会の果たす役割が益々重要になっております。

このような中で平成 24 年度に作成した地域福祉活動計画も 5 年目を迎えており、計画の見直しを図りながら「人と人との支え合う結の島みやーく」を理念とした地域福祉活動計画に基づいた事業を展開し、地域から信頼される社協づくりの実現に向けた取り組みを地域住民、行政との共同により推進してまいります。

重 点 目 標

1、組織体制について

激動する社会情勢の中で、地域福祉も多様な課題等が山積しており、厳しい財政の中、社会福祉協議会の目的である「地域福祉の推進」を確実に実践するために、効率的な事業運営と適正な人材配置、組織体制の充実強化を図ります。

2、職員の資質向上について

職員研修会等を強化し、個々のスキルアップを図りながら、地域住民から信頼される職員の資質向上に努めます。

3、事業の効率化について

各部門の事業内容を精査しながら、効率的な事業運営を図ります。

4、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の強化について

雇用不安や経済情勢が厳しい状況の中で、募金額が低迷しておりますが、社協にとって重要な地域福祉活動の財源であり、年間計画を立てながら役職員の協力を得て目標額達成のための取り組みを強化します。

5、地域福祉活動計画について

宮古島市社会福祉協議会は具体的な地域福祉活動に取り組む指針として、平成24年3月に「宮古島市地域福祉活動計画」を策定致しました。策定から4年が経過しており活動計画の見直しを図りたいと思います。

6、自主財源の強化について

社協の自主財源は、「会員会費」、「寄付金」、「赤い羽根共同募金配分金」の民間財源が主であります。

自主財源の安定確保のために、会員会費加入促進と共同募金運動の取り組みを強化しながら、会費収納率と自主財源の取り組みを強化します。

7、コミュニティーソーシャルワーカーの配置

コミュニティーソーシャルワーカーを配置し地域での要援護者（福祉的支援を必要とする方々）の支援を図ります。

8、法人後見業務

認知症、知的障がい者、精神障がい者などの原因により判断能力がない人のかわりに財産管理、治療費や介護契約等支援を行う。

9、地域包括支援センターひらら

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

具 体 的 事 業

1、役員会議と支所長会議の開催

会長、副会長、事務局長、支所長の意思の疎通と情報の共有化等を図るため定期的に開催します。

（1）役員会議

①毎月第1月曜日に開催します（第1月曜日が祝日の場合は翌日）

②構成は、会長、副会長、事務局長、支所長

（2）支所長会議

①毎月第1月曜日と第4月曜日に開催します。（行事により毎週月曜日午後2時00分より）

②構成は、会長、事務局長、支所長

2、理事会、評議員会の開催

定款及び定款細則に基づき開催します。

(1) 理事会

①年6回を目安として開催します

②構成は、理事10名、監事2名

(2) 評議員会

①年4回を目安として開催します

②構成は、評議員21名

3、事業専門会議の開催

福祉活動専門員連絡会、福祉サービス連絡会等各事業の専門会議を開催します。

(1) 福祉活動専門員連絡会

①毎月1回を目安として開催します

②構成は、福祉活動専門員、地域福祉活動コーディネーター、権利擁護専門員

4、第三者委員会の開催

第三者委員の役割を、十分に發揮させるために苦情解決に参加させる機会を増やしていく工夫が求められています。定期的に苦情受付状況の報告を行うために第三者委員会を開催します。

(1) 第三者委員会

①必要に応じ第三者委員会を開催します。

②構成は、第三者委員(2名)、会長、副会長、事務局長、支所長

5、日常生活自立支援事業（権利擁護）の充実強化

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不充分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、在宅での自立生活を支援する。

(1) 利用者へ質の高いサービスの提供

福祉サービス利用援助契約に基づき、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類預かりを行い、利用者が安心して暮らせるよう地域生活を支援する。

(2) 生活支援員の確保

生活支援員を確保し、利用者へ安定したきめ細かい支援を行う。

(3) 生活支援員連絡会の定期的な開催

連絡会を定期的に開催し、複雑化する利用者の課題に対応するため、研修や

情報交換を通して生活支援員の援助技術の向上を図る。

(4) 権利擁護推進員との連携強化

権利擁護推進員と連携を強化することで、援助活動における協力体制の構築を図る。

(5) 行政や関係機関との連携強化

県や市、介護保険事業所等との連携で、支援が円滑に行えるよう連携を強化する。

(6) 会議・研修会等への専門員の参加

専門員連絡会、専門員連絡協議会、専門員実践力強化研修、複雑化する相談や利用者の課題に対応するため、研修会や会議に参加し、援助技術の向上を図る。

6、地域における生活困窮者支援等事業の推進

地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や地域住民が相互に協力し、要支援者に対して支援を行うためのネットワークづくり等、地域の創意工夫によって多様な福祉ニーズに対して、きめ細かな支援を行う住民参加による地域づくりの推進を図る。

(1) 電話・巡回等による地域住民の各種相談への対応

①電話相談は、月曜日～金曜日 10時～16時まで時間外や休日には、留守番電話や FAX で受付ける

②移動・巡回相談は地域福祉活動コーディネーターで随時対応

(2) 各種相談等による福祉ニーズの把握

①常設相談（月曜日～金曜日 10時～17時）は、地域福祉活動コーディネーターで対応

②法律相談は、月1回第3木曜日 14時～16時まで専門相談員（司法書士、弁護士）が対応

③医療相談は、月1回第3金曜日 13時～15時まで専門相談員（医師）が対応

④教育・心の相談は、毎週月曜日 10時～17時まで産業カウンセラーが対応

⑤介護・障害相談は、毎週火曜日 10時～17時まで介護支援専門員が対応

⑥ボランティア相談は、月曜日～金曜日 10時～17時まで地域福祉活動コーディネーター及び社協職員で対応

(3) 住民座談会の開催等による福祉活動についての住民への啓蒙活動

①地域福祉懇談会の開催は、各地区公民館、団地内集会所等で実施

②小地域会議は、小地域ネットワーク協力員会議（近隣見守り援助協力員）を隔月実施

(4) 地域におけるボランティア活動に関する相談・登録斡旋及び養成研修

①宮古島市スマーボランティア体験研修会の開催

②各小中学校疑似体験教室、福祉講話等の実施

③各ボランティア団体の活動支援

④宮古島市ボランティア指定校等連絡会（年2回）

⑤地域ボランティア活動に関する相談、登録、斡旋、連絡調整を隨時実施

(5) 住民に対する福祉活動についての理解促進のための広報活動

①「宮古島市広報誌」や「社協だより」で本事業のPRと「ふれあい福祉相談所」パンフレット配布・ボランティア活動のPR

②行政チャネルでのPR放送や新聞掲載、社協HPでのPR等

(6) 市区町村の住民組織、ボランティア団体、民生委員児童委員、福祉事務所及び福祉サービス提供事業者等のネットワークの形成

①各自治会、ボランティア団体、駐在所、民生委員児童委員等のケース検討会の開催

②他関係機関開催のケース検討会、各連絡会への参加

③各地区における民生委員児童委員による独居高齢者の実態把握と「市民の社会福祉に関する意識調査」の実施

(7) 住民参加の福祉活動（見守り活動、サロン活動等）の支援

(8) 事業を遂行するに当たっての企画及び連絡調整

①地域福祉活動コーディネーターを配置し、企画及び連絡調整を行う

7. ふれあい生きいきサロン活動の充実強化

高齢者の居場所づくり、生きがいづくりのため、積極的にサロン活動の充実強化を図る。

(1) ふれあい生きいきサロンの拡大

(2) サロンボランティアの育成

(3) 介護予防普及啓発事業・ミニディサービス事業・地域における生活困窮者支援等事業との連携

8. ボランティア活動の育成強化

ボランティアセンターの機能充実を図りながら、育成強化に努める。ボランティアコーディネーターは地域福祉活動コーディネーターが兼ねる。

(1) ボランティア登録と斡旋

(2) ボランティア指定校の推進

(3) ボランティア連絡会の開催

(4) ボランティア体験学習の実施

(5) ボランティア世代間交流事業

(6) ボランティア活動講座の開催

(7) ボランティア活動推進校への助成

9、地域福祉活動事業の推進強化

地域福祉係、福祉活動専門員、地域福祉活動コーディネーター、地域福祉権利擁護専門員との連携を強化しながら、地域福祉活動の推進を強化する。

- (1) ふれあい福祉相談室の充実強化
- (2) ケース検討会の開催
- (3) 地域福祉懇談会の開催
- (4) 保健、医療、教育機関との連携強化とネットワークの構築
- (5) 福祉課題に対する地域ニーズの調査
- (6) 地域における生活困窮者支援等事業との関わり
- (7) 暮らしのサポート事業

障がい者及び概ね65歳以上の高齢者であって、外出に際して、障害のために一般の交通機関の利用にも著しく困難を生じている者で、付添がないと病院受診や行政手続き等が困難な者及び法律による福祉サービスが受けられず、日常生活に関する支援がないと自立した生活が困難な者を支援する。

<事業内容>

- ①病院での待ち時間の付添 ②公的機関への外出の付添
- ②制度対象外の外出の付添 ④調理、洗濯、買物、掃除
- ③その他会長が認めるもの等
- ④実施支所は、平良支所、城辺支所、伊良部支所、下地支所、上野支所

<費用>

- ①利用者負担金は、1時間当たり1,500円
- ②利用者負担金は、その都度納める
- ③交通費は、必要に応じバス、タクシー、船等の代金の実費を支払う

10 低所得者得者福祉活動援護事業

- (1) 生活福祉資金貸付(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金)
- (2) 臨時特例つなぎ資金
- (3) 法外援助給付金
- (4) 歳末たすけあい義援金配分

11、老人福祉活動事業

- (1) ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者の援護活動
 - ①ひとり暮らし高齢者激励会の開催
 - ②ひとり暮らし高齢者へのヤクルト配布
 - ③ひとり暮らし高齢者世帯年末清掃活動
 - ④寝たきり老人へのオムツ支給

- (2) ふれあい生きいきサロンとミニディサービス事業
- (3) 高齢者ふれあいピクニックとグランドゴルフ・ゲートボール大会の開催
- (4) 要援護高齢者世帯への介護用機器の無料貸出
- (5) 宮古地区老人クラブの福祉大会、運動会、芸能大会等への活動支援協力
- (6) 宮古地区老人クラブ(各支部)への助成

12、児童青少年福祉活動事業

- (1) 子供の遊び場と遊具の危険箇所点検
- (2) 困窮世帯児童への援護活動
- (3) 児童福祉週間の取り組み
 - ①鯉のぼり掲揚式
 - ②学用品配布
 - ③広報パレードとチラシ配布
- (4) おはなしフェスティバルの実施
- (5) 一日ジョイフルデーの実施
- (6) 親子トーフ及びイモダンゴ作りの実施
- (7) ふれあいもちつき広場の実施
- (8) 絵本・玩具配布の実施
- (9) 赤ちゃんオムツ支援事業の実施
- (10) 青少年非行防止運動の推進

13、障がい児・者福祉活動事業

- (1) 宮古地区障がい者スポーツ大会への協力
- (2) 宮古地区障がい者フェスティバル大会の開催
- (3) 障がい者の日(12月9日)の取り組み
- (4) 宮古地区知的障がい者スポーツ大会への協力
- (5) 重度障がい児・者への援護支援
- (6) 紙オムツの支給と車椅子の無料貸出
- (7) 障がい者ふれあいピクニックの開催
- (8) 在宅障がい者(児)激励ピクニックの実施
- (9) 身体障がい者ふれあい餅つき大会の実施
- (10) 宮古地区身体障がい者連合会への助成・協力
- (11) 身体障がい者福祉協会各支部への助成・協力
- (12) NPO法人宮古地区手をつなぐ育成会への助成・協力
- (13) 手話サークルへの助成・協力
- (14) 沖縄県視覚障がい者音楽発表会への協力

14、母子・父子福祉活動事業

- (1) 母子・父子世帯新入学児童激励会
- (2) 母子・父子世帯夏休み親子学習会
- (3) 母子寡婦福祉協会クリスマス会への支援
- (4) 親子ふれあいグラウンドゴルフ大会
- (5) 母子会の育成・協力
- (6) 母子会リーダー研修会の開催
- (7) 母子寡婦福祉協会への助成
- (8) 沖縄県母子寡婦福祉大会への支援

15、福祉教育活動事業

福祉教育は“入づくり”を基本として、積極的に福祉教育活動を推進します。

- (1) 福祉講話と福祉体験学習の推進
- (2) 地域福祉懇談会の開催
- (3) 福祉施設の訪問と交流
- (4) 福祉教育に関する宮古島市広報誌とホームページの活用

16、居宅介護支援事業

【事業所：1】・宮古島市社協指定居宅介護支援事業所

- (1) 指定居宅介護支援の実施
 - ①要介護認定の更新や変更の協力と援助
 - ②居宅介護計画の作成及びサービス事業者との連絡調整
 - ③アセスメント・再アセスメント、モニタリングと給付管理
- (2) 研修・勉強会
 - ①初任職員研修の実施
 - ②中堅職員研修の実施
 - ③管理者研修の実施
 - ④事業所外研修への参加
 - ⑤各事業所合同の勉強会
 - ⑥教育・研修計画の策定（①から⑤を含む）
- (3) リスクマネジメント
 - ①ひやりハット報告の実施と発表
 - ②独居高齢者への災害（台風等）対策
- (4) 事業評価の実施
 - ①居宅介護支援事業の自己評価の実施（事業所・職員）
 - ②介護サービス情報の公表
 - ③利用者意向満足度調査の実施
- (5) マニュアルの整備
 - ①既存マニュアルの改善
 - ②新たなマニュアルの作成（居宅介護支援マニュアル）
- (6) 健康診断
- (7) 各種会議の開催と参加
 - ①サービス担当者会議
 - ②事例検討会
 - ③業務改善会議
 - ④ケアマネ連絡会

⑤福祉サービス連絡会

※<教育・研修計画>

月	内容	研修
4	・職員会議　・宮古地区ケアマネ連絡会	・接遇マナー研修（合同）
5	・職員会議	・倫理、法令研修（合同）
6	・職員会議　・宮古地区ケアマネ連絡会	・初任職員研修 ・プライバシー保護（合同）
7	・職員会議	・感染症対策研修（合同） ・現任職員研修
8	・職員会議　・宮古地区ケアマネ連絡会	・基礎研修（県）
9	・職員会議	・認知症実践者研修（県）
10	・職員会議　・宮古地区ケアマネ連絡会	・専門研修Ⅰ（県）
11	・職員会議	・専門研修Ⅱ（県）
12	・職員会議　・宮古地区ケアマネ連絡会	・介護支援専門員大会
1	・職員会議	認知症研修
2	・職員会議　・宮古地区ケアマネ連絡会 ・ケアマネ自己評価、事業所評価 ・利用者意向満足度調査	・事故、緊急時対応研修 ・主任研修（県）
3	・職員会議　・福祉サービス連絡会 ・サービス、業務改善会議	・人権と意志の尊重研修
備考		
・定期健康健診（H28.4月～H29.3月）		

17、訪問介護事業

【事業所：5】

- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所ひらら
- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所ぐすぐべ

- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所いらぶ
 - ・宮古島市社協指定訪問介護事業所しもじ
 - ・宮古島市社協指定訪問介護事業所うえの
- (1) ホームヘルパーの資質向上と研修会への参加
- (2) 介護福祉士の資格取得の支援
- (3) ヘルパーミーティングの定期開催
- (4) リスクマネジメントの取り組み
- (5) ホームヘルパー実習生受け入れ
- (6) 事業評価（自己評価・第三者評価）の実施
- (7) 介護サービス、緊急時対応マニュアル等の整備
- (8) 介護サービスの情報公表
- (9) 定期健康診断
- (10) 各種会議の開催
- ①ケースカンファレンス ②事例検討会 ③サービス担当者会議 ④訪問介護分会
- (11) 苦情の受付、相談等と関係機関との連携

18、通所介護

- 【事業所：2】
- ・宮古島市社協指定通所介護事業所いらぶ
 - ・宮古島市社協指定通所介護事業所ぐすぐべ
- (1) 食事・入浴・日常生活動作機能訓練・健康チェックの提供
- (2) 通所介護計画の作成
- (3) 研修・勉強会の実施
- (4) 職員ミーティングの実施
- (5) 事業評価（自己評価）の実施
- (6) 介護サービス情報の公表
- (7) マニュアルの整備と改善
- (8) 定期健康診断
- (9) 苦情の受付、相談等と関係機関との連携

19、訪問入浴介護事業

- 【事業所：2】
- ・宮古島市社協指定訪問入浴介護事業いらぶ
 - ・宮古島市社協指定訪問入浴介護事業しもじ
- (1) 訪問入浴介護の実施
- (2) 研修、勉強会の実施
- (3) リスクマネジメント
- (4) 事業評価（自己評価）の実施

(5) 定期健康診断

(6) 各種会議の開催

- ①チ-ムカンファレンス ②業務改善会 ③事例検討会 ④サービス担当者会議

20、小規模多機能型居宅介護事業

小規模多機能型居宅介護事業は、在宅で 365 日、24 時間の安心を提供する在宅介護サービスで地域密着型サービスの一つです。

平成 20 年 2 月に小規模多機能型居宅介護事業所 “きゃーぎ”、平成 21 年 6 月に小規模多機能型居宅介護事業所 “たかやま” を開所し、「安心・安全・信頼」を共通理念にして地域密着型介護サービスの提供を行っています。

【事業所：2】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所きゃーぎ
- ・小規模多機能型居宅介護事業所たかやま

(1) 通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスの実施

(2) 研修・勉強会の実施

(3) リスクマネジメント

(4) 事業評価（自己評価）の実施

(5) 定期健康診断

(6) 各種会議の開催

- ①運営推進会議②業務改善会 ③事例検討会 ④サービス担当者会議
- ⑤事業所カンファレンス

(7) 苦情の受付、相談等関係機関との連携

21、障害者総合支援事業

「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更され社協は、訪問系と居住系の障害福祉サービスを実施しています。

【事業所：5】

- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所ひらら
- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所ぐすべ
- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所いらぶ
- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所しもじ
- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所うえの

(1) 自立支援給付

- ①介護給付の推進（訪問系）
- ・居宅介護

- ・重度訪問等介護

- ・同行援護

②訓練等給付の推進。(居住系)

- ・共同生活援助 (グループホーム)

2 2、新しい総合事業

介護予防給付を市町村が実施これにより、具体的な推進を担う生活支援コーディネーターの配置が位置づけられる。

2 3、受託事業

宮古島市（生活福祉課・高齢者支援課・障がい福祉課・児童家庭課）からの受託事業を実施しています。

(1) 介護予防普及啓発事業（生きいき教室）

概ね 65 歳以上の元気な高齢者を対象に、生きがいと社会参加を促進すると共に、家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等に対して、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的としている。

＜事業内容＞

- ①高齢者介護予防の取り組み

- ②各種教養講座の実施 ③ピクニック等の実施

- ④実施支所は、平良支所、城辺支所、伊良部支所、上野支所、下地支所

(2) つどいの広場事業

乳幼児（0 歳～3 歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置する事により、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育ちができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る事を目的としている。

＜事業内容＞

- ①子育て親子の交流、集いの広場の提供

- ②子育てに関する相談、援助の実施

- ③地域の子育て関連情報の提供

- ④子育て及び子育て支援に関する講習の実施

- ⑤実施支所は、平良支所

(3) 地域包括支援センターひらら

＜事業内容＞

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため

- 1 介護予防ケアマネジメント業務

- 2 総合相談支援業務

- 3 権利擁護業務

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を地域において一体的に実施する。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う事により地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事を目的とする。

①身体介護を伴う場合と伴わない場合がある

②委託料は、所要時間によって異なる

③実施支所は、平良支所、城辺支所、下地支所、上野支所 伊良部支所

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障がい者で自力又は家族のみで入浴することのできない者に対して定期的に入浴に必要な設備を提供し、入浴させることにより、福祉の増進を図るとともに家族の負担軽減を図ることを目的とする。

①対象者は、重度身体障害者で長期にわたり臥床している者

②入浴回数は、一人につき月2回以上とする

③訪問入浴を受けようとする者は、福祉事務所長に申請書、住民票の写し、入浴適否診断書、承諾書等を提出する

④実施支所は、下地支所

(6) 「食」の自立支援事業

食事作りが難しい高齢者の自宅を訪問して、弁当を提供する。原則として週2日、昼食として配達し、安否確認も行う。ただし、土日、祝祭日、12月29日から1月3日の期間を除く。

①実施支所は、城辺支所、伊良部支所

(7) 宮古島市長寿大学開設運営事業

地域の高齢者が家に閉じこもらず、生きがいを高めるため、また、仲間づくりの輪を広げるためにレクリエーション活動や各種教養講座等を学習することにより充実した日常生活を創造し、もっと健康づくりに寄与することを目的としている。

①設期間は、平成27年4月～平成28年3月（月2回）

②開設時間は、午後2時～午後4時までの2時間

③対象者は、宮古島市に住む60歳以上の高齢者

④開設講座は、書道、舞踊、大正琴、三味線等

⑤実施担当は、各支所

(8) コミュニティソーシャルワーカー配置事業

地域福祉活動のネットワーク化の推進を図ることによって、地域で福祉的支援等を必要とする要援護者への支援を行うとともに要支援者の自立

生活支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(9) 法人後見事業

本事業は、判断能力が不充分なために意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「法定後見人等」という）に就任することにより本人の権利擁護を図り、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

24、一般旅客自動車運送事業

道路運送法車両法施行規則第2条に定める小型自動車で乗車定員5名以下のもの並びに軽自動車で、運行時に寝台及び車椅子を固定することができる設備を有する特殊用途自動車で旅客運送事業を行う。

(1) 介護タクシーの運行

- ・初乗り 390円（1.2キロまで）413mごとに60円加算

25、宮古島市指定管理者運営事業

平成20年4月より、宮古島市からの指定管理者を実施している。平成25年より5年間更新

＜指定施設＞

- ①平良老人福祉センター
- ②城辺社会福祉センター
- ③伊良部老人福祉センター
- ④伊良部老人デイサービスセンター
- ⑤下地老人福祉センター
- ⑥上野老人福祉センター

26、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動

- (1) 赤い羽根共同募金の説明会の開催（9月下旬頃）
- (2) 赤い羽根共同募金の「空の美ら島便及び街頭募金」の取り組み(10月1日)
- (3) 赤い羽根共同募金運動の広報パレードと出発式の取り組み(10月4日)
- (4) 赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～12月31日）
- (5) 歳末たすけあい運動の実施（12月1日～12月31日）
- (6) 歳末たすけあい運動の義援金配分（12月下旬頃）

27、民生委員児童委員活動の支援協力

民生委員の任務は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」とされています。社会福祉協議会も、地域福祉の増進が目的であり、民生委員児童委員と社協は常に「車の両輪」でなければなりません。よって、民生委員児童委員活動の重要性を充分に認識、理解し、積極的に支援協力をしています。

- (1) 定例会への協力
- (2) 友愛訪問の支援

- (3) 福祉カルテの整備協力
- (4) 各地区間の交流と研修会の開催
- (5) 民児協活動に関する連絡調整
- (6) 民児協活動への支援
- (7) 民児協事務の協力（事務担当者の配置）

28、調査広報活動

- (1) 福祉ニーズの実態把握と調査
- (2) 社協会員証の発行とチラシ作成
- (3) 社協だよりの定期発行
- (4) 宮古島市広報誌の活用
- (5) ホームページの活用（URL <http://www.miyashakyo.jp>）

29、自主財源事業

- (1) 社協会員会費加入促進の取り組み強化
- (2) 赤い羽根共同募金の取り組み強化
- (3) 「資金造成芸能チャリティー公演」の開催
- (4) チャリティーゴルフ大会の開催

